地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)

市町村分

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

普通交付税

[都道府県分 • 市町村分]

[総括・需要・ 収入]

総括的事項

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	札幌市 (北海道)	地方法人税創設に伴う 市町村民税法人税割の 減収分の取扱いについ て	地方法人課税の偏在是正により生 じる財源の活用とともに、市町村民 税法人税割の税率引き下げに伴う留 保財源減収相当額を、普通交付税に おいて措置すること。	以下の理由により採用しない。 法人税割の税率引下げ分は、留保財源分も含めてすべて交付税原資化されており、地方の財源を減少させているものではない。 また、本年度においても、地方財政計画により必要な一般財源総額を確保した上で、普通交付税の算定を通じて各地方公共団体の財源を適切に確保しているところであり、偏在是正に伴う留保財源減収額に着目して特例措置を講じることは考えていない。
2	(省)	横浜市 (神奈川県)	法人住民税の国税化 (地方法人税)の創設 に伴う交付税算定の変 更について	に各団体に戻すこと。 ※各団体ごとの財源措置額の算出方法を明示すること。	以下の理由により採用しない。 法人税割の税率引下げ分に相当する地方法人税は、留保財源分も含めてすべて交付税原資化されており、地方の財源を減少させているものではない。また、地方財政計画により必要な一般財源額を確保した上で適切に普通交付税の算定を行っているところであり、偏在是正に伴う留保財源減収額に着目して特例措置を講じることは考えていない。 なお、地方法人課税の偏在是正に伴う個々の地方公共団体における基準財政需要額の影響額を算出することは、困難である。
3	(省)	大阪市		不交付・交付団体間の財政力格差の偏在是正を徹底し、交付団体間で財政調整が行われることなく、地方法人税創設の影響により交付団体の一般財源が縮小しないよう、法人税割減収額については、その100%を基準財政収入額へ適切に算入すること。	法人税割の税率引下げ分に相当する地方法人税は、留保財源分も含めてす

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

普通交付税

[都道府県分 • 市町村分]

[総括・需要・ 収入]

総括的事項

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(省)	(宮城県)	人口が大幅に減少する 特定被災地方公共団体	東日本大震災の影響のため、平成22年国調人口から平成27年国調人口に置き換わることにより、人口が大幅に減少する特定被災地方公共団体について、特例措置を設けること。	十成2/十国労嗣且八口への史制に付い、米口や八辰火により八口が成脈 ナス単千月 宮城月又は短阜月にむはる原森神祭団は五代津冲神祭団はに
5	(省)	沖縄県	段階補正の見直しについて	階補正の補正率を見直すこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 段階補正は人口4千人未満の団体について割増率を一律にするなど算定方法の簡素化等の観点からの見直しを行ってきているところ。 人口一人当たりの経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えているが、算定方法の簡素化の要請もあることから、引き続き適切な係数の設定に努めてまいりたい。
6	(省)	和歌山県 徳島県	段階補正の存続及び適 正水準の確保	段階補正係数は、各団体の人口規模等による経費の差を調整(スケールメリットを調整)するために不可欠な係数であり、今後も存続するとともに、適正な水準を確保すること。	採用する。 段階補正を存続することとし、人口規模等に応じた経費差の反映を引き続

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括・需要・ 収入]

総括的事項]

番号	·改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(省)	人以巾		標準報酬制への移行に伴う共済組合負担金について、普通態容補正における地域手当の級地区分に応じた共通係数に反映するよう、実態に応じて適切に算定すること。	候牛和伽利への移行伎の共済組合員担金については、音通悲谷補止にあい
8	(省)	八王子市 (東京都)	トップランナー方式及 び基準財政収入額の捕 捉徴収率見直しの変更	トップランナー方式等、政策誘導 的な算定方法については、地方交付 税制度の本来の趣旨である財源の不 均衡の調整や、財源保障から逸脱し ていることから、見直し内容の変更 を図ること。	・地方団体への影響等を考慮して、複数年かけて段階的に反映するととも に、小規模団体等の地域の実情を踏まえて算定を行うこと、

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

総括的事項

番号	·改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
9	(省)	(北海道)	寒冷補正 (道路橋りょう費、小 学校費、中学校費、高 等学校費、その他の教 育費、農業行政費、林 野水産行政費、地域振 興費)	寒冷補正のうち給与差の級地区分に関して、より地域の実態に即した。	以下の理由により採用しない。 標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、個別の 地方団体の支給実態を反映するのではなく、現行の算定同様、「国家公務員 の寒冷地手当に関する法律」に定める支給地域に応ずる級地を適用すべきで ある。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

消防費

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
10	(省)			٤.	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

下水道費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(省)		同員本員対策に係る地方公営企業繰出基準による公費負担額(投資補正)の一部経過年数の撤廃	高資本費対策に係る地方公営企業 繰出基準による公費負担額(投資補 正)の補正係数は、供用開始から25 年を経過すると、0.45から0.09に なってしまう。本市は、26年目以降 も高資本費対策経費について高い水 準で推移するため、供用開始から30 年までは0.45を維持すること。	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[小・中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
12	(省)	中標津町 (北海道)	スクールバスの運行経費に要する補正係数の充実 (スクールバスの運行範囲・距離等に係る補正係数の算入)	小学校費(児童数)及び中学校費 (生徒数)について、運行範囲など スクールバス運行に係る地域の実情 を踏まえた補正係数を追加すること。	
13	(省)	青中青涌宮会に高い南の本泊森谷城津県町県町県町県町県町県町県町県に県町県に県の東東県町県に県の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の		徒数)の密度補正Ⅰ係数の設定の見	スクールバスの維持運営費に係る密度補正 I の単価については、文部科学 省の実態調査に基づいて引き上げている。
14	(省)	沖縄県 那覇市 (沖縄県)	準要保護児童生徒数 (実数)の普通交付税 (基準財政需要額)へ の算入		以下の理由により採用しない。 密度補正 II については、要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金のうち、準要保護児童生徒に対する補助分の一般財源化分について、従来の国庫補助金の算出基礎に準じた補正を行っている。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[その他の教育費]

番号	·改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
15	(省)			調査によることとされているが、子 どもの居住する市町村単位の数値を 用いるよう変更すること。	
16	(省)	豊橋市 (愛知県)	市立特別支援学校の施 設整備に伴う地方債元 利償還金に係る事業費 補正の新設	新設市立特別支援学校整備におい て借入れた地方債について事業費補 正に反映すること。	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[その他の教育費]

番-	弓 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	7 (省)	長崎県	の変更		しる財政需要の住民に左かめること寺から、使术より、標準的に生しる人件
18	3 (省)	堺市 (大阪府)	要する経費の充実	その他の教育費の密度補正の単価 に含まれている市町村立特別支援学 校の経費について積算の内訳を明ら かにし、さらなる拡充をすること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 市町村立特別支援学校に要する経費については、都道府県立特別支援学校 の経費と同様に積算している。都道府県立施設を含む決算等の実態を踏まえ つつ、引き続き適切な積算について検討する。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

生活保護費

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
19	(省)	川崎市 (神奈川県)	生活保護費について実 績を反映させた単価の 設定		一部採用する。 生活保護費における扶助費の算定にあたっては、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者 1 人当たりの単価を基礎とし扶助の種類ごとに標準的な単価を設定しており、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。 また、被生活保護者に係る前年度算入人員数と実人員数との差による精算を実施している。
20	(省)	大阪市 (大阪府)		生活保護費(医療扶助)の密度補 正において、厚生労働省の予算算定 の考え方と同様に、支給医療費への 連動制が高く、被保護者調査により 全国統計数値が把握できるレセプト 件数を基礎数値として用いること で、現在の基礎数値である被保護者 数よりも的確に需要額を捕捉するこ と。	以下の理由により採用しない。 生活保護費における扶助費の算定にあたっては、国の予算における当該年度の各共助の被告活保護者一人当たりの労伍を基礎として共助の種類ごとに
21	(省)	大阪市 (大阪府)	生活保護費における扶助費の全額算入	生活保護行政は法定受託事務があり、国の責務において行うことが認いての責務において記しておいるとの算定に用いられてであり、次のとおり実態に応じて基準政・技助単価においては、次のとおり実態に応る世界を受額にいてといる。 ・生活保護費すること。 ・生活保護費すること。	一部採用する。 生活保護費における扶助費の算定にあたっては、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者1人当たりの単価を基礎とし扶助の種類ごとに標準的な単価を設定しており、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
22	(省)	大阪市 (大阪府)	 児童扶養手当の適実算 入	方負担額については、その実態に応	一部採用する。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

保健衛生費

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
23	(省)		看護師養成に係る補正 係数の拡充	看護師等養成所運営経費に係る基準財政需要額の減少傾向が続いていることから、当該地域の実態を適切に把握し、補正係数を拡充すること。	
24	(省)	青森県			
25	(省)	つがる市 (青森県)		診療所に係る経費を適切に算定し、 削減病床に係る措置期間を延長する こと。	以下の理由により採用しない。 公立診療所に係る標準的な経費については、普通交付税の算定において、単位費用に計上した上で、診療所数及び病床数に応じて、診療所の規模を反映した措置を講じている。 また、削減病床に係る措置は、設備等の適正化が図られるまで一定期間を要することを考慮し、経過的な措置として、5年間の措置を講じている。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付稅

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

保健衛生費

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
26	(省)	東村山市 (東京都)	一部事務組合が運営する救急告示病院数の計 上方法について		以下の理由により採用しない。 救急告示病院数や、小学校費の測定単位である学校数等、算定に用いる施 設数については、一部事務組合が運営する場合、1の施設を按分せず、1の 団体に属するものとして計上することとしている。
27	(省)		上水道事業に統合した 簡易水道事業に係る交 付税措置の継続	耒に係る稲水入口による宿直及び高 料金対策について、現行の措置を継	採用する。 簡易水道の統合を推進するため、統合後から10年間において、簡易水道 の建設改良に係る普通交付税措置について激変緩和措置を講じるとともに、 高料金対策について、特別交付税において激変緩和措置を講じることとし た。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付稅

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

保健衛生費

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
28	(省)		公立病院の新設・建替 等に対する交付税措置 について	再編・ネットワーク化が困難なこと	平成27年度債より、公立病院の再編・ネットワーク化の重要性に鑑み、 地方交付税措置を重点化している。
29	(省)	長崎県	有床診療所に要する経 費の普通交付税措置の 拡大について	の个休昇地区寺に保る「有休砂猿所 に要する経費」を保健衛生費の密度	 方体診療所に係る博進的な奴弗については、薬温森は鎖の密度域でエルセ

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
30	(省)	大阪市 (大阪府)	老人医療費(後期高齢 者医療事業会計等に係 るもの)の単価差を反 映する密度補正の新設	質単価との相関関係が見られるID方 人当たり病床数による密度補正を新 乳オスニト	地域間における医療質単価差の要因は一様ではないことから、標準的な射政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、全国の平均的な水準に基づくが表です。
31	(省)	尼崎市 (兵庫県)	社会保障の充実分に係る基準財政需要額への適切な算定について (介護保険及び後期高齢者医療の低所得者向け対策)	れている介護保険及び後期局齢者医療の低所得者向け対策について、高齢者保健福祉費において低所得者数等に応じた適切な算定とすること。	平成28年度地方財政計画に計上された介護保険及び後期高齢者医療におけ る低所得者の保険料軽減措置等の社会保障の充実分については、基準財政需

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 • 市町村分

[総括 · 需要 · 収入]

清掃費

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
32	(省)	京都市 (京都府)	観光地特有の財政需要 を反映させるための補 正係数の見直し	義務者数」ではなく、観光庁実施の 全国共通基準による「全国観光入込 窓体計・の調本は関す用いて管守す	交付税算定に用いる数値は、公平性を確保する観点から、全国的かつ客観的な統計数値であることを要するが、「全国観光入込客統計」は都道府県単位の調査であり市町村単位の公表数値が存在しないこと、都道府県においても全団体で導入しておらず、導入した団体の数値公表のタイミングも各団体

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付稅

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

地域振興費

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
33	(省)	梭部巾 (古න広)	国青年招致人員の算定	業(JETプログラム)以外の者も交	
34	(省)			振興費」に切り替えること。	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

地域振興費

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
35	(省)	今治市 (愛媛県)	地域振興費(人)の普 通態容補正皿における 属島補正に準じた「準 属島人口に係る補正」	「地域原本 で補正に の普通、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	一部採用する。 島しょと本庁を繋ぐ唯一の陸路が有料であるという希有な事例により生じる増高経費については、特別な財政需要として、特別交付税で措置することとしている。
36	(省)	高知県	人口急減補正の継続に ついて	本県において、平成27年国勢調査 人口は、前回平成22年調査時より、 人口が急激に減少することが見込ま れていることから、平成28年度算定 以降も、地域振興費において措置さ れている人口急減補正を継続するこ と。	採用する。 平成27年度国勢調査の結果(速報値)を踏まえ、人口急減補正の適用を継 続するとともに、平均減少率の設定方法を見直すことにより算定額及び対象

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

地域振興費

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
37	(省)	長崎県	地域振興費における 「人口急減補正」の拡 充について	同の利等の条件不利地域に適用される人口急減補正は、過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項及び第2項に該当する市町村(いわゆる「一	一部採用する。 人口急減補正の算式 I については、人口を測定単位とする全ての費目に対象費目を拡大した。 また、いわゆる「一部過疎」及び「みなし過疎」については、過疎地域の ま取せた会れ会供があった場合の特例提案であるが、なけ税算字において
38	(省)	大阪市 (大阪府)	基準財政収入額からの 事業所税の除外又は事 業所税見合いの基準財 政需要額の算入方法の 明示	事業所税は基準財政収入額及びそれにかかる基準財政需要額の算入を行わないようにすべきと考えるが、現行制度を継続するとしても、事業所税見合いの需要額を全額捕捉すること。	事業所税は目的税であるが、税収規模が大きく、使途が包括的に規定されていること等から、普遍性が高いものとして、法定普通税と同様に基準財政収入額に算入している。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[地域経済・雇用対策費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
39	(省)	北海道 高知県	算定方法の継続	地域経済・雇用対策費の算定方法 を継続すること。	採用する。 平成27年度と同様の指標を用いるとともに、地域経済の活性化、雇用の創出等の事業の必要性をより考慮した配分となるように見直しを行ったところである。
40	(省)	明日香村 (奈良県)	第一次産業従業者数の 追加	算定に当たっては、第一次産業就 業者数を指標に用いること。	以下の理由により採用しない。 本費目においては、海外競争力強化に必要な経費を算定するため、産出額 及び出荷額に着目した算定を行ったところである。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
41	(省)	滝川市 (北海道)	職員数削減率の算定方法の見直し	保育士職員数を除外すること。	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、職員数削減率については、全ての職員数の増減を反映することを基本としたものである。
42	(省)	八王子市 (東京都)	地域経済活性化指標の 見直し	外部要因で変動する製造品出荷額 等の指標を廃止すること。	以下の理由により採用しない。 各団体の様々な地域経済活性化の取組の成果を反映するため、全国的かつ 客観的な統計データが存在する指標を幅広く選定することとし、製造品出荷額についても指標として用いているところである。
43	(省)	大阪市 (大阪府)	段階補正の見直し	段階補正係数に大きな開きがある ため、その差を縮小すること。	以下の理由により採用しない。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
44	(省)	大阪市 (大阪府)	ラスパイレス指数の算 定方法の見直し	本給のみでなく、諸手当などの見 直しも本給と同様に算定に反映する こと。	以下の理由により採用しない。 給与水準を比較する指標としては、本給の水準を表すラスパイレス指数が最も標準的な指標と考えられることから、これを用いて補正を行うこととしたものである。 なお、ラスパイレス指数では捕捉できない手当削減率等の取組を反映させるため人件費削減率も指標として用いているものである。
45	(省)	御所市	人件費を除く経常的経 費削減率の算定方法の 見直し	土地開発公社等の解散に係る経費 を除外すること。	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、人件費を除く経常的経費削減率については、その総額により算定することとしたものである。
46	(省)		地方債残高削減率の算 定方法の見直し	第三セクター等改革推進債を除外 すること。	以下の理由により採用しない。 地方債残高削減率については、地方財政対策において財源の補填のために 発行する地方債、災害に係る地方債等といった、各団体の行革努力が及ばな い地方債について、対象外とすることとしたものである。
47	(省)		職員数削減率、人件費削減率の算定方法の見直し	も対応するよう、人口当たり職員	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するものである。 また、多様な指標を用いることにより、各団体において行われる多様な行革努力を反映しているものである。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
48	(省)		地方債残高削減率の算 定方法の見直し	病院事業一般会計出資債(再編・ ネットワーク化)を除外すること。	以下の理由により採用しない。 地方債残高削減率については、地方財政対策において財源の補填のために 発行する地方債、災害に係る地方債等といった、各団体の行革努力が及ばな い地方債について、対象外とすることとしたものである。
49	(省)		人件費を除く経常的経 費削減率、地方債残高 削減率の算定方法の見 直し	緊急防災・減災事業及び全国防災 事業関係経費を除外すること。	以下の理由により採用しない。 人件費を除く経常的経費削減率については、行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、その総額により算定することとしている。また、地方債残高削減率については、地方財政対策において財源の補填のために発行する地方債、災害に係る地方債等といった、各団体の行革努力が及ばない地方債について、対象外とすることとしたものである。
50	(省)	長崎県	地域経済活性化指標の 見直し	入湯客数を指標に追加すること。	以下の理由により採用しない。 入湯客数を指標として用いても、各団体が行っている観光の多様な取組みの一面しか反映できないと考えられるほか、4割以上の団体に入湯客数が存在しない現状を踏まえると、各団体の経済活性化の成果を反映する指標として不適当である。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付稅

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
51	(省)		職員数削減率の算定方 法の見直し	病院職員数を除外すること。	採用する。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、職員数削減率については、全ての職員数の増減を反映することを基本としたものである。 一方、地方公営企業においては、職員数を増やすことにより、経営改善を図ることが考えられること等を踏まえ、本年度より、地方公営企業(水道・交通・病院事業)の職員数にあっては、料金収入割合に応じた職員数を除外することとした。
52	(省)		地方債残高削減率の算 定方法の見直し	合併に伴い引き継いだ広域連合の 地方債残高について合併前の地方債 残高に計上すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 合併に係る一部事務組合等の取り扱いについては、算定の簡素化や影響度を考慮し、職員数削減率のみに特例を設けているところであるが、各団体の行革努力をきめ細かく反映させるための手法について、地方団体の意見も踏まえながら引き続き検討する。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[人口減少等特別対策事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
53	(省)	流山市 (千葉県)	配分額の見直し	取組の必要度:取組の成果の配分 額を1:1にすること。	以下の理由により採用しない。 各地方公共団体が取組を始めてからその成果が生じるまでには一定の期間が必要となることから、平成28年度においては、「取組の必要度」と「取組の成果」の配分は、引き続き5:1としている。
54	(省)	和歌山県	配分額の見直し	地方団体の取組の成果が指標に反映されるのは早くても平成29年度算定以降であるため、平成28年度においては、新たな成果枠を設けないこと。	タ地大八世団体が取組を始めてからるのは甲が上げるまでには一字の期間
55	(省)		取組の必要度分の算定 方法の見直し	有効求人倍率の指標について、各 公共職業安定所毎又は各市町村毎の 値を用いること。	
56	(省)	長崎県 熊本市 (熊本県)	取組の成果分の算定方 法の見直し	合計特殊出生率を指標に追加する こと。	以下の理由により採用しない。 合計特殊出生率については、出産という個人や夫婦の選択に委ねられるものとの意見もあることから、その採用は慎重に判断する必要があるところであり、自然増減率の指標を用いることとしたところである。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 • 市町村分

[総括 · 需要 · 収入]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
57	(省)	千葉市 (壬華県)	実態に即した「種別補 正係数の算定の基礎と	市場公募都市においては、民間等資金の中で市場公募資金での満期一括償還が発行ロットの大半を占めているという実態を踏まえ、市場公募都市における民間等資金の標準的な償還条件を、元金均等償還から満期一括償還に変更し、市場公募都市一般の利子支払額と交付税算入額との乖離を是正すること。	以下の理由により採用しない。 地方債の元利償還金については、地方団体における標準的な償還方法に基 づき全国一律の方法で交付税措置しているところであり、個別団体の実際の 償還方法に合わせるものではない。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付稅

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
58	(省)		能額の算定方法につい	臨時財政対策債発行可能額の算定において、財政規模が大きく財政力が弱い団体について、標準税収入額や標準財政規模を加味した補正を設定すること。	
59	(省)	宇都宮市 (栃木県) 八王子市 (東京都)	中核市・特例市における臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直しについて	中核市・特例市について適用された補正係数による臨時財政対策債発行可能額の算定方法を見直し、財政力の高い団体への過度な傾斜配分を緩和すること。	としては、財政力に応じた補正を講じることを通じて、地方団体间の適切な 配分を図っている。
60	(省)		臨時財政対策債発行可 能額の算定方法の改善	財源不足額基礎方式による算定 は、財政力の高い団体に過大な配分 となっているため改善を図ること。	以下の理由により採用しない。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じることで、財政力の弱い団体に対する影響を緩和することとしている。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
61	(省)		臨時財政対策債の廃止 及び交付税率の引上げ	地方交付税制度の抜本的改正がなされるまでの間においても、過去に借り入れた分の元利償還金については、実額が保障されるよう何らかの制度新設・改正をすること。	臨時財政対策領の能力に当につては、財政力の強い団体は一般的に地力領 による多会調達もも強いことも勘索して、財政も指数に広じて臨時財政対策
62	(省)		臨時財政対策債発行可 能額の算出方法につい て		以下の理由により採用しない。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債 による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策 債をより多く配分する補正を講じることで、財政力の弱い団体に対する影響
63	(省)			7 0 2 2 0	以下の理由により採用しない。 財源不足額基礎方式において、財政力に応じた補正を導入しているのは、 財政力の強い団体は、一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案 し、臨時財政対策債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対する影響を緩 和するためである。 この観点から、行政権能が道府県に近い政令市において、一般市町村と同 様の算出方法ではなく、道府県に近い算出方法を設定した。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
64	(省)	南砺市 (富山県)	人口密度補正の拡充、 新設	以下の施設について、人口密度補 正を拡充、新設すること。 ・公民館(拡充) ・図書館(新設) ・社会体育施設(新設) ・保健センター(新設) ・火葬場(新設)	一部採用する。 【公民館】 標準団体の施設数を見直すことに伴い、実態調査結果を踏まえ、人口密度補正を見直す。 【図書館】 実態調査の結果、人口密度の減少に応じた人口1人あたり経費の割増傾向が確認されなかった。 【保健センター】 保健センター】 保健センター等の保健福祉に係る住民サービス経費については、人口密度よりも旧市町村数に相関すると認められたため、経常態容補正を新設する。 【その他の経費】 市町村の姿の変化に対応した交付税算定について平成26年度以降5年程度をかけて見直すこととしており、引き続き検討する。
65	(省)	滋賀県	図書館に要する経費の 人口密度補正の新設	正を新設すること。	以下の理由により採用しない。 図書館については、実態調査の結果、人口密度の減少に応じた人口 1 人あたり経費の割増傾向が確認されなかった。
66	(省)	甲賀市 (滋賀県)	図書館に要する経費の 旧市町村数又は図書館 数に応じた経常態容補 正の新設	図書館に要する経費の旧市町村数 又は図書館数に応じた経常態容補正 を新設すること。	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
67	(省)	兵庫県	密度補正の拡充、新設	以下の経費について、密度補正を 拡充、新設すること。 ・公民館(拡充) ・社会体育施設(新設) ・徴税職員(拡充) ・保育所(拡充)	一部採用する。 【公民館及び徴税職員】 標準団体の施設数及び職員数を見直すことに伴い、実態調査結果を踏まえ、人口密度補正を拡充する。 【その他の経費】 市町村の姿の変化に対応した交付税算定について平成26年度以降5年程度をかけて見直すこととしており、引き続き検討する。
68	(省)		給食センターに要する 経費の人口密度補正の 新設	給食センターに要する経費の人口 密度補正を新設すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 市町村の姿の変化に対応した交付税算定については、平成26年度以降5年 程度をかけて見直すこととしており、引き続き検討する。
69	(省)	島根県全市町村	公民館に要する経費の 旧市町村数に応じた経 常態容補正の新設	公民館に要する経費の旧市町村数 に応じた経常態容補正を新設するこ と。	以下の理由により採用しない。 公民館については、旧市町村数よりも人口密度に相関するため、実態調査 結果を踏まえ、既存の人口密度補正を見直す。
70	(省)	愛媛県	徴税職員に係る人口密 度補正の拡充	徴税職員に係る人口密度補正を拡 充すること。	採用する。 徴税職員については、標準団体の施設数及び職員数を見直すことに伴い、 実態調査結果を踏まえ、密度補正を拡充する。
71	(省)	愛媛県	保健センターに要する 経費等に係る保健セン ター数に応じた経常態 容補正の新設	以下の経費に係る保健センター数に応じた経常態容補正を新設すること。 ・診療所 ・保健センター	一部採用する。 保健センター等の保健福祉に係る住民サービス経費については、旧市町村 数に応じた増嵩傾向が確認されたことから、経常態容補正を新設する。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
72	(省)	長崎県	合併算定替に代わる新 たな財政支援措置の着 実な実施	· 小中学校費 · 保健衛生費	
73	(省)	長崎市 (長崎県)	市町村の姿の変化に対	· 徴税費	採用する。 市町村の姿の変化に対応した交付税算定については、平成26年度以降見直しを行ってきている。平成28年度においては、社会福祉費、保健衛生費、高齢者保健福祉費、その他の教育費及び徴税費について見直しを行うこととし、併せて離島団体、属島地域の保健福祉等に係る増加経費について隔遠地補正を見直している。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

所得割

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
74	(省)	小带登北千千横平神下山熊熊樽広別海葉葉賀塚川市県市県市県市県市県市県市県市県市県市県市県市県市県市県市県市県市県市県市県	市町村民税所得割にお ける精算制度及び減収 補填債制度の導入	及び減収補填債制度を導入すること。	一部採用する。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていないところである。 しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定においては、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上住基人口伸び率を乗じることにより、各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行った。
75	(省)		市町村民税所得割の寄 附金税額控除における 精算制度の導入	制度を導入すること。	一部採用する。 平成28年度算定においては、寄附金税額控除の前年度実績に算定年度の地財計画計上額への伸び率(全国一律の乗率)を乗じる措置について見直しを行った。 この見直しにより、各団体における前年度の寄附金税額控除の実績額そのものが基準財政収入額の算定上、寄附金税額控除額として反映されることとなる。
76	(省)		トップ特例制度により		

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

軽自動車税]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
77	(省)		「もっぱら雪上を走行するもの」等に係る基	軽自動車税のうち、標準税率の定めがない「もっぱら雪上を走行するもの」等については、平成28年度以降の交付税の算定においては、各市町村が個別に定める税率を反映すること。	基準財政収入額は、太正肯連祝を土体とした標準的な地力稅収入を昇正の